

四日市市告示第 132 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第14条第3項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成29年 3月 27日

四日市市長 森 智 広

1 移動した自転車等の台数

別表のとおり

2 移動した年月日

別表のとおり

3 放置されていた区域

別表のとおり

4 保管場所

第1保管場所 四日市市安島一丁目地内

第2保管場所 四日市市小生町地内

5 保管期間

移動日から起算して90日

6 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係

電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成28年2月20日	近鉄北楠駅 自転車置場	16 台
平成29年2月20日	近鉄楠駅 自転車置場	7 台
平成29年2月20日	あすなろう鉄道内部駅 自転車置場	3 台
平成29年2月22日	近鉄富田駅 西 自転車置場	31 台
平成29年2月24日	近鉄富田駅 西 自転車置場	18 台
平成29年2月22日	近鉄富田駅 東 自転車置場	10 台
平成29年2月24日	近鉄富田駅 東 自転車置場	9 台
合 計		94 台